



除雪 Q & A その2 ～よくあるご質問～

Q. 歩道の除雪をしてほしい。

片側しか歩道があいていないので両側をあけてほしい。

- A. 歩道の除雪をすることで道路が狭くなったり雪山が高くなる場合があります。道路の幅や交差点の見通し、排雪にかかる費用、除雪終了時刻（除雪する区間が増えると通勤・通学時間までに除雪が終わらなくなる可能性があります）などを考慮して除雪する歩道を決めていますので、ご理解願います。状況に応じて通行する際は気を付けて運転・歩行するようお願いします。



Q. 屋根の雪が道路や歩道に落ちそう、どうしたらいいの？

- A. 大変危険ですので、落雪の恐れがある場合は事前に落雪防止柵設置などの対策を行うことをお勧めいたします。道路に落ちた場合は家屋の所有者が処理する必要があります。そのまま放置すると、道路の通行に支障がでたり近隣の方々の迷惑となりますので、除排雪を行っている業者に依頼するなどして速やかに対処してください。



屋根からの落雪により道路がふさがれた事例

Q. 車が雪に埋まって動けない。スリップして路肩から落ちた。

- A. 市では対応しておりません。ロードサービスなどに問い合わせください。

Q. 雪により道路がガタガタ。わだちがひどいので解消してほしい。

- A. 現地を確認して、ひどい場合は路面を削って平らにします。なお、名寄市では道路の雪による車の故障などは補償しておりません。冬期間の車の運転は、道路状況をご確認の上、十分に気を付けるようお願いします。



なよろの除雪

(No.70)

除雪についての情報やお知らせを「なよろの除雪」と題して掲載します

◆問い合わせ
 建設水道部都市整備課
 ☎01655③2511(代表)
 FAX01655③3450
 ✉ny-kanri1@city.nayoro.lg.jp

今シーズンの降雪状況について

今シーズンは雪の降り始めが例年より遅くなりましたが、初日に大雪が降ったため、全国的なニュースになりました。その後も一度に大量の雪が降ることが多く、除雪に苦労された方も多かったと思いますが、シーズン全体としては例年より小雪で推移しています。（1月12日現在）

月毎の降雪量の比較

	令和2年度	令和3年度
11月	5 4 cm	9 3 cm
12月	2 3 3 cm	1 3 7 cm
1月	1 7 0 cm	5 4 cm ※

※令和3年度(令和4年)1月の降雪量は12日時点での数値

空き家でも雪下ろしなどの適切な管理が必要です！



空き家の屋根の雪が放置され、他人の敷地や道路に落ちるケースが増えています。空き家を放置し他人に損害を与えた場合は、空き家の所有者・管理者が損害賠償責任を問われるケースがありますので、空き家の所有者・管理者の皆さまは、適期の屋根の雪下ろしなどの除雪をお願いします。

空き家に関するトラブルの一番の解決方法は、当事者間でお話しいただくことです。法務局で所有者などを調べることが可能ですが、市から「適正な管理のお願い」を行える場合もありますので、環境生活課（内線3128）までご連絡ください。

※所有者への注意喚起は行えますが、代わりに市が除雪を行うことはできません。

1月から生活道路の排雪をスタートしています

名寄市の市道では、雪山をすべて取り除く「全排雪」と、効率的に道路の幅を確保する「カット排雪」を組み合わせ、排雪作業を進めています。

